

○岡崎市職員の福利厚生に関する条例事務要領

(目的)

第1条 この事務要領は、岡崎市職員の福利厚生に関する条例（平成24年岡崎市条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 交付金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）の規定によるほか、この事務要領に定めるところによる。

(交付金の額)

第3条 条例第4条第2項の費用の額は、職員互助会の事業計画及び収支予算に基づく費用のうち、相互共済としての給付事業を除く健康支援事業、体育文化事業、交流促進事業、ライフサポート事業並びに会の運営に要する費用とし、当該年度の会員掛金総額を超えない額とする。

(交付金の交付)

第4条 条例第4条第2項の交付金は概算払いとすることができる。交付決定額の全額を、当該事業年度当初に一括交付するものとする。

(要領の見直し)

第5条 この要領は、施行後3年以内ごとに内容の見直しを行うものとする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。